

指定難病 小児慢性特定疾患 の医療費助成申請に

マイナンバーが利用できます



マイナンバー(個人番号)を利用した「情報連携」により、申請時に、必要な方全員のマイナンバー等をご提出いただくことで、申請に必要な添付書類の一部を省略することができます。

1 情報連携を行う申請

- ・新規申請、更新申請
- ・変更届のうち、健康保険証の変更に伴い、支給認定基準世帯員（および階層区分）に変更がある場合
※マイナンバーは申請(新規、変更届の一部)の都度、ご提出いただく必要があります。

2 マイナンバーの提出が必要な方

- ・自己負担上限月額を算定する際に基準となる世帯員全員（これを「支給認定基準世帯員」といいます。）
※患者の加入している健康保険証の種類によって、「支給認定基準世帯員」および書類省略の可否が異なります。

3 マイナンバーの提出により、省略可能となる書類

- ・住民票
- ・市町民税課税（又は非課税）証明書

【重要!!必ずご確認ください!!】

○ ただし、以下の場合は課税証明書等の書類が必要となります

- ①申請に必要な方のマイナンバーをご提出いただけない場合
- ②指定難病の申請時にご加入の健康保険が、社会保険で市町村民税が非課税の方、又は国民健康保険組合の方の場合
- ③支給認定基準世帯員（全員又は一部の方）が、市町民税の申告をしていない又は市町民税の申告をしているかどうか分からぬ場合

○ 情報連携の結果、税情報が取得できない場合の取扱い（令和元年5月～）

マイナンバーを利用して情報連携を行った結果、支給認定基準世帯員（全員または一部の方）について、市町民税の情報が取得できない場合*、階層区分（自己負担上限月額）を「上位所得」と判定します。

階層区分の見直しを希望する場合は、支給認定基準世帯員全員の課税証明書を添付のうえ、変更申請してください。

*税情報が取得できない理由の（例）…市町民税の申告をしていない、申請書への課税地の記載もれ・誤り等



必要書類

☆「1 情報連携を行う申請」に該当する場合は、下記書類を提出してください。

①（別紙）個人番号記載票

②個人番号が確認できる書類

※「個人番号カード」、「通知カード」、「個人番号が記載された住民票」など



③申請者（窓口にお越しの方）の身分が確認できる書類

1種類で可：「個人番号カード」、「運転免許証」、「旅券（パスポート）」、「身体障害者手帳」、「在留カード」など顔写真付のもの

2種類必要：「健康保険証」、「年金手帳」、「住民票」、「特定医療費受給者証」など

※受給者が申請される場合には、申請に必要な「健康保険証」と、もう1種類の書類で本人確認もできます。

※小児慢性特定疾病では申請者は「保護者」となります。

④代理の方（難病：患者本人以外/小児慢性：保護者以外）が窓口に来られる場合

上記①～③の書類のほか、「委任状」（個人番号記載票の裏面）の記載が必要です。

●通知カードとは

平成27年10月中旬以降に、簡易書留により世帯ごとに郵送されているものです。

紙のカードで、あなたの個人番号（マイナンバー）の他、住所、氏名、生年月日、性別等が記載されています。

＜通知カードの見本＞



●個人番号カードとは

通知カードについている申請書で、本人の申請により無料交付されるものです。

表面には顔写真の他、住所、氏名、生年月日、性別等が、裏面には個人番号（マイナンバー）が記載されています。

＜個人番号（マイナンバー）カードの見本＞



【マイナンバーの利用について】

- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）」の規定により、指定難病および小児慢性特定疾患の医療費助成制度において、マイナンバーを利用することが定められています。
- 指定難病及び小児慢性特定疾患の医療費助成制度においては、マイナンバーを利用して、市区町村等から生活保護事務や被災者台帳作成事務のため、その番号の方が難病等の医療費助成の対象になっているか等の照会を受けた際に回答したり、兵庫県がマイナンバーを利用して、その番号の方の課税情報などを市区町村等に照会し、回答を得た情報に基づき自己負担額の設定に利用したりします（これを「情報連携」といいます）。
- 情報連携は、セキュリティ措置がなされた専用のネットワークシステムを使用して行われます。

【マイナンバーの提出について】

- マイナンバーを記載しなくても、難病医療費助成の申請手続きを行うことは可能ですが、マイナンバー法に定められた、他の行政事務（生活保護事務や被災者台帳作成事務等）のため、市区町村等から情報提供を求められたときに、県が回答することが義務づけられており、指定難病および小児慢性特定疾患の医療費助成制度においても、申請者の方のマイナンバーを登録する必要があります。そのため、マイナンバーのご提出がない場合には、マイナンバー法第14条第2項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構を通じてマイナンバーの収集を行いますので、あらかじめご了承ください。

【マイナンバー全般に関する問合せ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル（内閣府官房） TEL 0120-95-0178（無料）